

令和4年9月29日	資料3
第9回匿名医療・介護情報等の 提供に関する委員会	

匿名診療等関連情報（DPCデータ）の 個票情報の提供に係る課題について

厚生労働省保険局医療課

1. これまでの議論等について
2. 匿名診療等関連情報（DPCデータ）の個票情報の提供に係る課題について
3. 参考資料

【収集】

- 厚生労働大臣は、健康保険法第77条に基づき、療養の給付に要する費用の額の定めを適正なものとするため、病院からデータの提供を受け、DPCデータベースに格納。

【第三者への提供】

- 厚生労働大臣は、相当の公益性を有する分析等を行う者に対して、収集したデータを提供することができる。
※ 平成26年に検討された整理に基づき、現在は集計表情報のみを提供している。

【他の情報との連結】（令和4年4月1日施行（予定））

- 厚生労働大臣は、収集したデータを提供する場合は、NDBや介護DBの情報と連結して利用することができる状態で提供することができる。

《参照条文》

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号（抄））

【令和2年10月1日施行】

（療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査）

第七十七条（略）

- 2 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であつて厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。
- 3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報（第五十条の二第一項及び第五十条の三において「診療等関連情報」という。）を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供）

- 第五十条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報（診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

2（略）

【令和4年4月1日施行（予定）】

（国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供）

第五十条の二（略）

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3（略）

個票情報の提供に係るこれまでの議論について①

- DPCデータについては、これまで集計表情報のみを対象としてきたところ、DPCデータとNDB・介護DBとの連結規定が施行される令和4年4月より個票情報の提供を開始することとし、第8回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会において提供の際に講ずる措置やガイドライン改正について議論を行った。

事前規制

データ収集時

① **個人情報**は削除した状態で収集し、DPCDBに格納

データ提供時

- ① 特異な記述等を削除すること等による匿名加工（前頁参照）
- ② **審査において必要最小限**の範囲でしか提供しない

令和3年12月8日	資料1
第8回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会	

事後規制

① 法令等による対応

(照合等の禁止)

- ・ 特定の個人を識別する目的で他の情報と照合することを禁止。罰則既定あり。

(安全管理措置)

DPCデータを利用するに当たっては、利用者は、法令及びガイドラインにより

- ・ データの適正管理の方針、規程の策定、データ管理簿の整備
- ・ データを利用する区域の特定、当該区域への入退室管理、データ利用後の適切な方法によるデータ消去
- ・ データを利用するPC等について不正アクセスの防止等の措置等の安全管理措置を実施しなければならない。

(利用者の義務)

- ・ 利用者が、匿名診療等関連情報の利用に関して知り得た内容を不当な目的に利用することを禁止。罰則規定あり。

② 成果物の公表のルール

- ・ 研究成果の公表に当たっての最小集計単位の原則の遵守
- ・ 厚生労働省による公表物確認の実施

さらに実効性を高める

+

追加

① データの必要性を把握しやすくし、審査を確実に進めるよう、提供申出書と提供申出書サマリを見直し、厚生労働省・専門委員会における審査を強化

- ・ 提供申出書の見直し（研究者が提出するもの）
- ・ 提供申出書のサマリの見直し（専門委員会での審査に使われるもの）

② 研究が科学的合理性を有しているか、研究の質が担保されているか等を確認する観点から、現状は任意としている取扱者の所属機関の倫理審査委員会の承認に関する書面について、**個票情報の提供申出の場合には、提出を必須とする**

③ 必要に応じ、成果物を専門委員会の構成員に確認いただく（既にガイドライン上の規定あり）

○令和3年12月8日 第8回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会

令和3年12月8日の当委員会においては、令和4年4月に、DPCデータとNDB・介護DBとの連結規定が施行されることから、

- ・ DPCデータの収集や第三者提供が改正健保法に位置づけられ、法的な整備が進んだこと
- ・ DPCデータのデータベース構築やセキュリティ監査等の体制整備が進んだこと
- ・ 大規模データ解析の可能性が高まっていること 等

といった状況の変化を踏まえつつ、

- ・ ガイドラインの改正等について検討することにより、個票情報の提供を可能とすること
- ・ ガイドラインを改正する場合には、令和4年4月以降、NDBや介護DBとの連結解析が可能となることを踏まえ、既に連結解析の規定が施行されているNDBや介護DBを参考に、連結解析に係る事項も含めること

について了承された。

いただいたご指摘

- ・ 個票情報の提供について、実際の審査が始まったときに、新しく見直されたデータの取り扱いや審査手続きに何か問題点はないかということをしっかり確認しながら、問題点があれば随時しっかりと対応するという形で進めて欲しい。
- ・ DPCデータは相当詳細なデータを保有しており、他のデータベースとの連結解析において間違った紐付けが行われると、相当程度影響が出る可能性があることから、確実に同じ人が結びつけられる状態で提供することが望まれる。

1. これまでの議論等について
2. 匿名診療等関連情報（DPCデータ）の個票情報の提供に係る課題について
3. 参考資料

匿名診療等関連情報（DPCデータ）の個票情報の提供に係る課題について

- DPCデータベースでは、NDBと同様、ファイル（NDBの「レコード」に対応）毎に情報が格納されており、個票情報の提供にあたっては、提供申出があったデータについてファイル毎に提供する方法が考えられる。
- 各ファイルを連結するためのキー情報としては、「施設コード※¹」、「データ識別番号※²」、「入院年月日」がファイル横断的に格納されており、これらを組み合わせることでDPCデータ内部での連結が可能となる。



- 「施設コード」及び「データ識別番号」自体については、匿名診療等関連情報の提供に関するガイドラインにおいて、原則として提供できないこととされており、「キー情報」の提供をどのように考えるか。

ファイル名	内容	入力される内容	施設コード	データ識別番号	入院年月日
様式1	患者属性や病態等の情報	性別、生年月日、病名、病期分類など	○	○	○
様式3	施設情報	入院基本料等の届出状況	○	×	×
様式4	医科保険診療以外の診療情報	医科保険診療以外（公費、先進医療等）の実施状況	○	○	○
入院E F統合ファイル	医科点数表に基づく診療報酬算定情報	入院の出来高レセプト	○	○	○
外来E F統合ファイル	外来医科点数表に基づく診療報酬算定情報	外来の出来高レセプト	○	○	×
Dファイル	診断群分類点数表に基づく診療報酬算定情報	DPCLレセプト	○	○	○
Hファイル	日ごとの患者情報	重症度、医療・看護必要度	○	○	○
Kファイル	3情報から生成した一次共通IDに関する情報	患者の生年月日、カナ氏名及び性別から生成した一次共通ID及び被保険者番号等	○	○	○

※1 「施設コード」 = 都道府県コード（2桁） + 保険医療機関コード（7桁）

※2 「データ識別番号」 = 院内で利用する患者IDやカルテ番号と連結可能な匿名化番号（10桁）

提供の際に講じる措置について①

令和3年9月16日

第7回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会

資料1

- 留意の必要な事項について、現在の対応（集計表情報の提供）は、以下のとおり。
- 今後、留意が必要と考えられるデータ項目については、提供を必要最小限とすることは前提として、NDBにおける取扱いも参考に、以下のとおり対応することとしてはどうか。

【留意が必要と考えられるデータ項目の取扱いと今後の対応（案）】

視点	項目	現在の取扱い（集計表情報）	今後の取扱い（案）	（参考）NDBの取扱い	
個別事項	患者情報	・生年月日	・年齢に変換したうえで集計	・生年月への変換、年齢への変換等	-
		・患者居住地情報（郵便番号）	・二次医療圏単位以上に変換した上で集計	・二次医療圏単位以上への変換	・必要最小限での提供
		・ <u>データ識別番号</u>	・提供実績なし	・ <u>専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供対象外</u>	-
	医療機関情報	・ <u>施設コード</u>	・専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供対象外	・ <u>専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供対象外</u> ・NDBにおける取扱いを参考に、提供申出に応じて、 <u>匿名化した上で提供</u>	・専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供対象外 ・提供申出に応じて、医療機関が特定できない形（匿名化）で提供
	保険者情報	・保険者番号	・専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供対象外	・専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供対象外	・専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供対象外
医師情報	・医師コード	・専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供対象外	・専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供対象外	-	
共通事項	・希少な疾患 ・希少な手術・処置等 ・報道等で患者情報が周知された症例	・集計した上で提供	・特異な記述に該当する可能性も踏まえ、専門委員会において個別審査	-	

匿名診療等関連情報（DPCデータ）の個票情報の提供に係る対応（案）

- DPCデータの個票情報の提供にあたっては、「施設コード」及び「データ識別番号」の2種類のキー情報を用いてハッシュ化を行うことで連結用番号※¹を作成し、提供することとしてはどうか※²。

【「施設コード」と「データ識別番号」を用いて連結用番号を提供するイメージ】

様式1 抽出データ

施設コード	データ識別番号	(略)
1111	0101	～～
1122	0101	～～
1122	0102	～～

EFファイル 抽出データ

施設コード	データ識別番号	(略)
1111	0101	～～
1122	0102	～～

①

施設コード+データ識別番号	(略)
11110101	～～
11220101	～～
11220102	～～

施設コード+データ識別番号	(略)
11110101	～～
11220102	～～

ハッシュ化

②

様式1 提供データ

連結用番号	(略)
1e34g..	～～
7ha24..	～～
23a46..	～～

EFファイル 提供データ

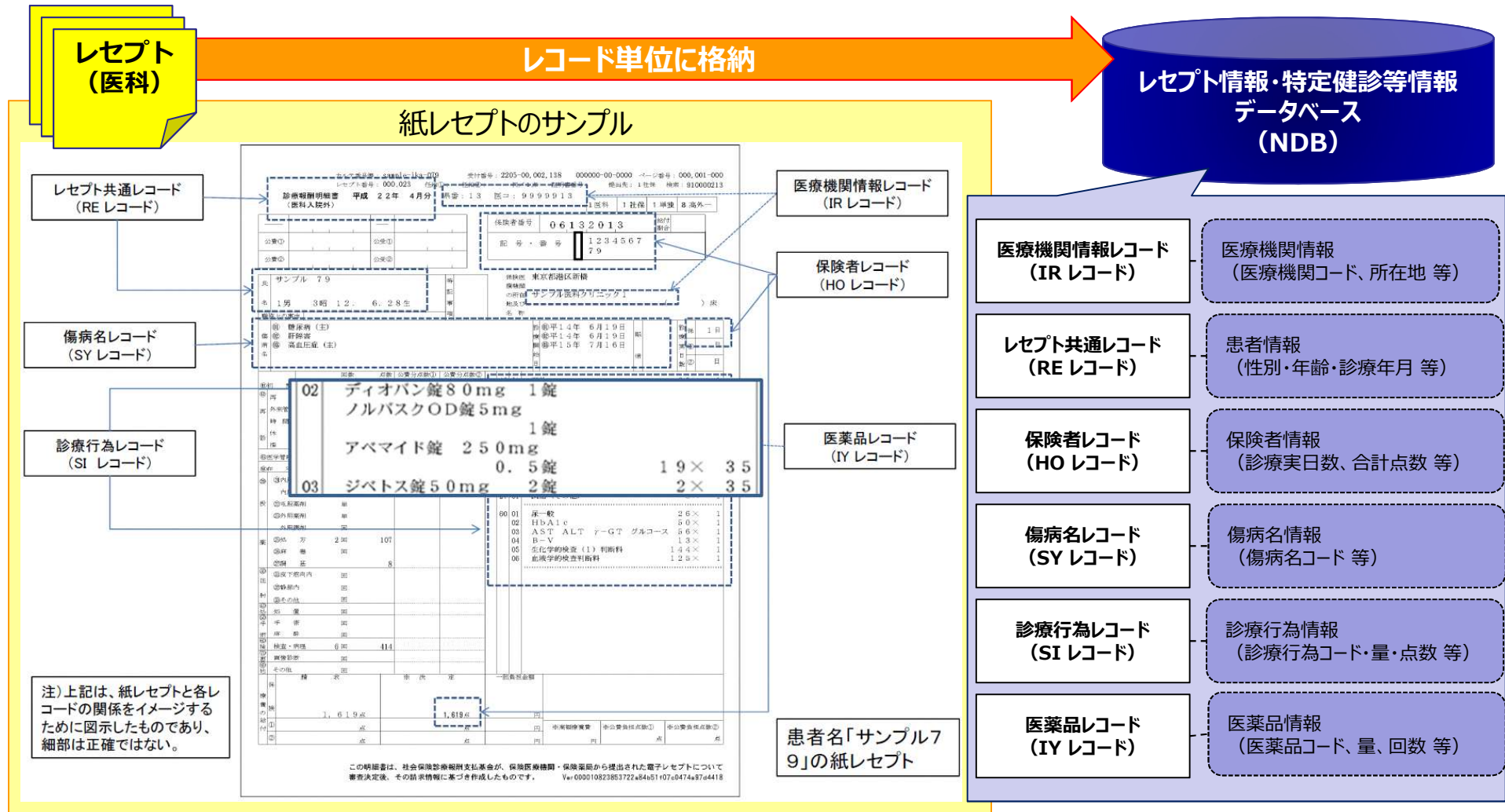
連結用番号	(略)
1e34g..	～～
23a46..	～～

第三者提供のため、「施設コード+データ識別番号」をハッシュ化

- ※1 おおむね「同一患者」に対応した連結が可能となるが、同一患者が複数の医療機関を受診している可能性があるため、厳密な1対1対応ではない。
 ※2 提供申出毎に異なる連結用番号を作成、提供する。

1. これまでの議論等について
2. 匿名診療等関連情報（DPCデータ）の個票情報の提供に係る課題について
3. **参考資料**

(参考) NDBの構造について



第4 匿名診療等関連情報の提供を行う際の処理の例

（略）なお、第6の4（2）④の規定により、施設コード、保険者番号、医師コード及びデータ識別番号については、専門委員会が特に認める場合を除き、原則として提供しないこととする。

第6 4（2）利用の必要性等

④施設コード、保険者番号、医師コード及びデータ識別番号を利用するものではないこと。

ただし、以下のi) からiii) の全てにあてはまる場合にはこの限りではない。

i) 提供されるデータが地域性の分析・調査にのみ用いる目的であり、その目的に照らして最小限の範囲内で利用される場合

ii) 医療機関等の個別の同意がある場合等、専門委員会が特に認める場合を除き、公表される成果物の中に特定の医療機関及び保険者を識別できる資料・データ等が盛り込まれていない場合

iii) 上記2点に違反した場合には、提供申出者及び取扱者の氏名の公表が行われることを提供申出者及び取扱者が承認している場合